

公立大学法人滋賀県立大学危機管理規程

平成 20 年 10 月 7 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 125 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における危機管理体制および対処策等を定めることにより、職員および学生等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、他の法令等および本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところとする。

- (1) 職員 本学の役員および教職員ならびに本学において業務を行うことが認められている者をいう。
- (2) 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件または事故により、職員および学生等の生命もしくは身体または大学の組織、財産もしくは名誉に重大な被害が発生し、または発生するおそれのある緊急の事象および状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制および対応策を検討し、措置を講じるとともに、危機発生時においては、原因および状況の把握および分析ならびにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害および影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 部局 公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）に基づき、公立大学法人滋賀県立大学研究院規則第 2 条第 1 項に定める各研究院、公立大学法人滋賀県立大学事務局規則第 2 条第 1 項に定める事務局および滋賀県立大学の部局をいう。
- (5) 滋賀県立大学の部局 公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第 3 条第 1 項に定める各学部、公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第 5 条第 1 項に定める各研究科、学則第 4 条の 2 第 1 項に定める全学共通教育推進機構および学則第 5 条第 1 項に定める各附属施設をいう。

(理事長等の責務)

第 3 条 理事長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副理事長および理事は、理事長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 部局長は、当該部局における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 職員は、危機管理意識を持って、その職務の遂行にあたるものとする。

(理事長の代理者)

第4条 理事長が外国出張等により不在の場合、または理事長に事故があるときは、公立大学法人滋賀県立大学定款第9条第3項および第5項に定める代理者がその職務を代行するものとする。

(平常時における危機管理)

第5条 理事長は、平常時より、全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 部局の長は、次の各号に掲げる危機管理に係る業務を行うものとする。

- (1) 情報の収集、分析および対応策の検討
- (2) 職員および学生等に対する適切な情報提供
- (3) 個別マニュアル等の作成および見直し
- (4) 危機意識の向上を図る研修会および訓練の実施
- (5) 緊急時の危機対策の組織体制および活動内容の決定
- (6) 緊急時の情報伝達方法の整備
- (7) その他危機管理に係る必要な事項

(危機管理本部)

第6条 理事長は、本学における危機管理に必要な事項を検討するため、危機管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事（非常勤を除く。）
- (4) その他理事長が必要と認めた者

3 本部に本部長を置き、理事長をもって充てる。

4 本部に副本部長を置き、副理事長をもって充てる。

5 本部は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な危機管理に関する重要事項に関すること。
- (2) 危機管理研修の企画、立案および訓練の実施に関すること。
- (3) 危機管理対策の評価および見直しに関すること。
- (4) その他危機管理に関し必要なこと。

6 本部の事務は、事務局経営企画課で行う。

(危機対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機が発生し、または発生するおそれがある場合において、対策を講じるために必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、理事長をもって充て、危機対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、理事をもって充てる。

- (4) 本部員には、必要に応じて関係する部局の長を加えることができる。
- 3 危機対策本部の組織および緊急連絡体制等の必要な事項は、理事長があらかじめ定める。
 - 4 危機対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。
 - 5 危機対策本部の事務は、別表1に定める当該危機事象を所管する組織が行う。

(危機対策本部の権限)

- 第8条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。
- 2 職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。
 - 3 危機対策本部は、その事案の処理にあたり、役員会、教育研究評議会および経営協議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め本学の学内規程等により必要とされる手続きを省略することができる。
 - 4 前項の場合において、危機対策本部は、事案の対処の終了後に役員会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第9条 危機対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の情報収集および情報分析
- (2) 必要な対策の決定および実施
- (3) 職員および学生等への危機に関する情報提供
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) 部局における危機対策本部との連絡調整
- (7) その他危機への対応に関して必要な事項

(部局における危機対策本部)

- 第10条 部局の長は、危機が発生し、または発生するおそれがある場合において、対策を講じるために必要があると判断する場合は、当該部局の危機対策本部（以下「部局本部」という。）を設置するものとする。
- 2 部局の長は、部局本部を設置したときは、遅滞なく理事長に報告するとともに、その内容ならびに、対策方針および対策状況等について、随時、理事長に報告するものとする。この場合において、理事長は、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、危機対策本部を設置し、全学的に対応することができる。
 - 3 部局の長は、当該部局のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、理事長に対し危機対策本部の設置を申し出るものとする。
 - 4 部局本部の組織および業務ならびに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局の長があらかじめ定め、部局の職員に周知しておくものとする。
 - 5 部局本部は、部局の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則
この規程は、平成20年10月7日から施行する。

付 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第2条関係)

付 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第4条、第6条、第7条関係)

付 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第2条関係)

付 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第6条、第7条関係)

付 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第6条、第7条関係)

付 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第2条関係)

別表1 (第7条関係)

危機対策本部の事務担当組織

危機事象	事務担当組織
自然災害、火災および施設管理に関わるもの	財務課
学生および教務に関わるもの	学生・就職支援課 教務課
情報セキュリティに関わるもの	経営企画課
研究活動の不正行為に関わるもの	監査室 地域連携・研究支援課
職員に関わるもの	総務課
上記以外のもの	総務課

付 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。(第2条関係)